

ちゅらさん運動

ちゅらひとづくり ちゅらまちづくり ちゅらゆいづくり



ちゅらポリス安全安心マン

ちゅらさん運動とは、県、県教育庁、県警察、市町村及び県民が総ぐるみで取り組む防犯のための運動です。
 ちゅらさん運動は、次の三本柱からなり、関係機関等が連携して推進しています。
 「ちゅらひとづくり」・・・ 県の将来を担う子供たちの健全育成を図る。
 「ちゅらまちづくり」・・・ 通学路、公園等の安全、安心な環境整備を推進する。
 「ちゅらゆいづくり」・・・ 地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する。

ちゅらうちなー安全なまちづくり条例

制定:平成15年12月25日 施行:平成16年4月1日
 改正:令和2年12月28日、令和2年7月29日
 目的:県民(観光客)の安全・安心な暮らし(滞在)の実現
 犯罪予防のための自主活動の促進
 道路、公園、共同住宅、特定小売店舗の防犯性の向上
 学校等における児童等の安全の確保
 観光客に対する安全対策
 アルコール関連犯罪の防止(改正により追加)

沖縄県の防犯に関する取組の推移

沖縄県では、戦後復帰以降の統計で、平成14年の刑法犯の認知件数が最多となったため、安全で住みよいまちづくりに向けた懇談会を開催して、犯罪抑止対策について話し合いを行い、条例を制定した上で、県民総ぐるみで防犯に取り組むこととなりました。
 推進体制は、「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」があり、その下に「ちゅらひとづくり」、「ちゅらまちづくり」、「ちゅらゆいづくり」の三つの専門部会を置き、各種取組を行っています。
 市町村においては、14警察署の管轄ごとに地区推進協議会を置き、県と連携した取組を行っています。

安全で安心して暮らせる沖縄県を目指した取組み

ちゅらさん運動の推進体制

県の推進体制

ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議
 (会長 県知事)

ちゅらひとづくり専門部会

ちゅらまちづくり専門部会

ちゅらゆいづくり専門部会

県知事を長とする「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」の下に、3つの専門部会を置いて、ちゅらさん運動の取組みに関する協議を行っている。

連携

市町村の推進体制

地区安全なまちづくり推進協議会
 (会長 市町村長)

自治体(市町村・教育委員会)

警察署(県内14警察署)

地域住民・事業所等

県内14警察署ごとに、地区安全なまちづくり推進協議会を設置している。

- 那覇地区安全なまちづくり推進協議会
- 豊見城地区安全なまちづくり推進協議会
- 糸満地区安全なまちづくり推進協議会
- 与那原地区安全なまちづくり推進協議会
- 浦添・西原地区安全なまちづくり推進協議会
- 宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会
- 沖縄地区安全なまちづくり推進協議会

- 嘉手納町・読谷村安全なまちづくり推進協議会
- うるま地区安全なまちづくり推進協議会
- 石川地区安全なまちづくり推進協議会
- 名護地区安全なまちづくり推進協議会
- 本部町・今帰仁村安全なまちづくり推進協議会
- 宮古かざすま安全なまちづくり推進協議会
- 八重山地区安全なまちづくり推進協議会

ちゅらさん運動の具体的な取組み

ちゅらひとづくり

- 地域安全マップの作成
 子どもの犯罪被害回避能力を向上させ、地域に愛着を持たせることを目的に実施
- 不審者侵入対処訓練
 学校、警察署が連携して、侵入事案等を想定した実践的な訓練を実施

ちゅらまちづくり

- 公共施設の防犯・安全点検
 県、市町村等の管理する施設の防犯・安全点検を実施し、子供たちが安全に、安心して利用できる環境づくり
- 防犯カメラ拡充事業
 市町村等に対し、防犯カメラの設置を働きかけ、犯罪の起こりにくい地域社会を目指す

ちゅらゆいづくり

- 各種犯罪情報の発信
 県警ホームページ、安心ゆいメール等を活用し、犯罪情報等の各種情報提供を行う。
- 防犯ボランティアに対する支援
 防犯ボランティア団体等の結成を促進し、自主防犯活動を支援